



島根県報

令和 7 年11月14日（金）

第 6 6 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和 7 年11月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2

【公 告】

公共測量の実施（3 件）	（技 術 管 理 課）	2
公共測量の終了	（ ” ）	3

【特定調達公告】

患者認証システム更新業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	3
統合情報管理システムデータベース変更に伴う設計及び検証業務に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	4

【正 誤】

令和 7 年 9 月 9 日付け島根県報第650号中	（森 林 整 備 課）	5
----------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第600号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和 7 年11月25日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
石橋 美名子	脳神経外科	社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899－1	令和 7 年10月31日

島根県告示第602号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
雲南中央地区（潤谷工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和 7 年 3 月25日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 作業期間
令和 7 年10月23日から令和 8 年2月24日まで
- 作業地域
松江市魚瀬町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年11月10日から令和 8 年 2 月28日まで
- 3 作業地域
益田市柏原町地内から愛栄町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年10月28日から同年11月28日まで
- 3 作業地域
安来市伯太町須山福富地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年10月31日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 2 月17日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
松江市西持田町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和7年11月14日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 役務の名称及び数量

患者認証システム更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局企画広報部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年9月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス部 シニアディレクター 湯川 洋祐 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

83,460,652円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和7年11月14日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 役務の名称及び数量

統合情報管理システムデータベース変更に伴う設計及び検証業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局企画広報部情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年10月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス部 シニアディレクター 湯川 洋祐 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

77,483,560円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。

正 誤

令和 7 年 9 月 9 日付け島根県報第650号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から11	邑智郡邑南町阿須那2297、2299（次の図に示す部分に限る。）	邑智郡邑南町阿須那2297・2299（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）